

# 参考資料

## 届出様式等記入例

- 11 様式第3(第16条第1項関係)  
土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書
- 12 様式第6(第21条の2第1項、第23条第1項関係)  
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書
- 13 様式第15(第48条第1項、第51条第1項及び第52条関係)  
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書
- 14 様式第20(第54条関係)  
指定の申請書

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

記入例

様式第三 (第十六条第一項関係)

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書

年 月 日

北九州市長 様

報告者 ○○市○○区○○町○—○  
○○株式会社  
代表取締役社長 ○○ ○○

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	○○株式会社 ○○工場
工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地	北九州市○○区○○丁目○—○ (地番) (住居表示：○○区○○丁目○—○)
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類の	1イ 選鉱施設
施設の設置場所	別紙1のとおり
廃止年月日	令和○年○月○日
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	クロロエチレン、四塩化炭素、○○・・・
確認を受けようとする土地の場所	北九州市○○区○○丁目○—○ (地番)
確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法	例：引き続き、工場（事業場）として利用予定 等

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

記入例

様式第六 (第二十一条の二第一項、第二十二條第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

北九州市長 様

報告者 ○○市○○区○○町○—○  
 ○○株式会社  
 代表取締役社長 ○○ ○○

第3条第7項  
 第4条第1項  
 土壤汚染対策法 の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	北九州市○○区○○丁目○—○ (地番) (住居表示: ○○区○○丁目○—○)	
土地の形質の変更の場所	別紙1のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	別紙2のとおり	
土地の形質の変更の着手予定日	令和○年○月○日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	添付書類 ・土地の周辺図 ・土地の形質の変更をしようとすることを明らかにした平面図、立面図及び断面図 ・登記事項証明書 (原本) ・公図の写し (法務局から取得した原本) ・土地所有者の同意書 (届出者と土地所有者が異なる場合のみ)
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地	
	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



指定の申請書

記入例

様式第二十 (第五十四条関係)

指定の申請書

年 月 日

北九州市長 様

報告者 ○○市○○区○○町○—○  
 ○○株式会社  
 代表取締役社長 ○○ ○○

土壌汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。

指定を受けたい土地の所在地	北九州市○○区○○丁目○—○ (地番) (住居表示: ○○区○○丁目○—○)
申請に係る調査における試料採取等対象物質	クロロエチレン、四塩化炭素、○○・・・
申請に係る調査の方法	別紙1のとおり
申請に係る調査の結果	別紙2のとおり
分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称	添付書類 ・申請に係る土地の周辺の地図 ・申請に係る土地の場所を明らかにした図面 ・申請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染の状態を明らかにした図面 ・申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類(登記簿謄本、公図の写し等) ・申請に係る土地以外に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類(同意書)
申請に係る調査を行った者の氏名又は名称	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 土壌の汚染状態に関する基準

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)	指定基準		第二溶出量基準 <sup>※3</sup> (mg/L)
			土壌溶出量基準 <sup>※1</sup> (mg/L)	土壌含有量基準 <sup>※2</sup> (mg/kg)	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002以下	0.002以下	—	0.02以下
	四塩化炭素	0.002以下	0.002以下	—	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.004以下	—	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	—	1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.04以下	—	0.4以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.002以下	—	0.02以下
	ジクロロメタン	0.02以下	0.02以下	—	0.2以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.01以下	—	0.1以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	1以下	—	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.006以下	—	0.06以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.01以下	—	0.1以下
	ベンゼン	0.01以下	0.01以下	—	0.1以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.003以下	45以下	0.09以下
	六価クロム化合物	0.05以下	0.05以下	250以下	1.5以下
	シアン化合物	不検出	不検出	遊離シアン:50以下	1以下
	水銀及びその化合物	水銀:0.0005以下	水銀:0.0005以下	水銀:15以下	水銀:0.005以下
		アルキル水銀:不検出	アルキル水銀:不検出	—	アルキル水銀:不検出
	セレン及びその化合物	0.01以下	0.01以下	150以下	0.3以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.01以下	150以下	0.3以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	0.01以下	150以下	0.3以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	0.8以下	4,000以下	24以下
ほう素及びその化合物	1以下	1以下	4,000以下	30以下	
第三種特定有害物質 (農薬・PCB)	シマジン	0.003以下	0.003以下	—	0.03以下
	チオベンカルブ	0.02以下	0.02以下	—	0.2以下
	チウラム	0.006以下	0.006以下	—	0.06以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	不検出	不検出	—	0.003以下
	有機りん化合物	不検出	不検出	—	1以下

※1) 汚染土壌から溶け出した特定有害物質を含む地下水を引用することによる健康リスクに関する基準

※2) 特定有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによる健康リスクに関する基準

※3) 高い濃度の汚染土壌を適切に措置するために設定された基準(溶出量基準の3~30倍の値)

○ 市内の要措置区域及び形質変更時要届出区域を取りまとめた台帳及び水質汚濁防止法等の特定事業場名簿は以下の場所にて閲覧できます。

- 環境局環境監視部環境監視課 (開庁時間: 8時30分~17時15分)  
北九州市小倉北区内1-1(市役所本庁舎 10F) 電話 093-582-2290
- 文書館 (開庁時間: 9時30分~18時)  
北九州市小倉北区大手町11-5 電話 093-561-5558
- 北九州市のホームページ  
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/00600022.html>  
<https://www.open-governmentdata.org/kitakyushu-city/>

○ 届出様式・記入様式は次の市のホームページで入手可能です。  
[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/file\\_0148.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/file_0148.html)

## 北九州市 環境局 環境監視部 環境監視課 水質土壌係

〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1 TEL. 093-582-2290 FAX. 093-582-2196  
Email. kan-kanshi@city.kitakyushu.lg.jp

